

# 石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業

## 公募要項・審査基準

平成27年4月

石狩湾新港管理組合

## 1. 公募目的

地球温暖化対策や持続可能な社会を形成するため、再生可能エネルギーへの転換が世界的な課題となっており、港湾空間においても再生可能エネルギーの利活用が求められている。

石狩湾新港においては、風力発電の導入ニーズが高まっていることから、石狩湾新港港湾管理者（以下「管理者」という。）は、石狩湾新港港湾区域内での風力発電施設の設置運営に関する企画提案を公募し、応募者のうち、最優秀提案を行った者を事業実施を予定する者（以下「事業予定者」という。）として選定するものである。

## 2. 公募概要

### (1) 企画提案の内容

公募する企画提案の内容は、石狩湾新港港湾区域内における風力発電事業実施のための企画、資金調達、設計、建設及び管理運営等とする。

### (2) 設置可能範囲

風力発電施設の設置可能範囲は、次のとおりとする。なお、倒壊時においても風力発電施設が対象区域の外側に突出することがないようにするものとする。

【対象区域】石狩湾新港港湾区域内において管理者が定める範囲（別紙のとおり）

（水域面積：約500ha）

### (3) 事業規模

導入規模（風力発電施設の定格出力及び基数）は、総出力1万kW以上の規模とする。

### (4) 事業実施時期

応募者は、風力発電事業を平成34年12月末日までに開始することを目標に計画を作成するものとする。なお、占用許可期間は10年とするが、当初占用期間中の事業実施状況に特段の問題がない限りにおいて、占用許可を原則として1回に限り更新する予定である。

### (5) 発電電力の活用方法

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の下で、売電する目的で風力発電事業を行うものであること。ただし、特定電気事業又は特定規模電気事業を営む場合においては、この限りではない。

### (6) 占用許可申請

本公募において選定された事業予定者は、「石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則」の規定に基づき、管理者に対し占用許可申請を行い、占用許可を受けるものとする。

### (7) 占用許可決定

管理者は、事業予定者と占用許可条件の詳細に関する協議を経て、風力発電施設の設置に係る占用許可決定を行う。なお、占用期間中及び更新時に占用許可条件の再確認を行い、港湾の管理運営上の観点で、必要に応じて占用許可条件を変更することがある。

### (8) 占用料

占用許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、風力発電施設の設置に際して、「石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用料等徴収条例」の規定に基づき、ブレード旋回範囲（水面への投影部分）について、占用料を支払うものとする。

### (9) 事業者の遵守事項

事業者は、風力発電施設の設置及び運営に際しては、「石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例」、「石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用料等徴収条例」及び「石狩湾新港の港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則」の規定を遵守しなければならない。

### (10) 覚書の締結

管理者と事業者は、事業予定者選定後に公募要件及び提案事項に関する協議を行い、相互の共通認識を図るとともに、遵守すべき事項に関し、別途覚書を締結する等の措置を講ずるものとする。

### (11) 管理者の占用許可条件等の確認及びモニタリング

事業者は、占用許可条件及び覚書の遵守について定期的に管理者へ報告するものとする。その頻度については、管理者との協議により決定することとする。なお、管理者は、必要に応じて随時報告を求めることができるものとする。

(12) 占用許可の取消

管理者は、事業者が占有許可条件等に違反した場合には、占有許可を取り消すことができる。なお、占有許可を取り消された事業者は、自らの責任において直ちに占有物件を撤去し原状に回復させ、管理者又は管理者の指定した者の検査を受けなくてはならない。

(13) 事業譲渡

事業者は、他の者に事業譲渡しようとする場合には、譲受者においても占有許可条件を満たす必要があることから、あらかじめ管理者と協議するものとする。

(14) 事業リスク対応

事業者は、事業リスク対応として、経営困難時の対策を講じるとともに、災害による施設停止への備えとして、損害保険に加入するものとする。

### 3. 公募要件

応募者は、風力発電施設の設置運営に関する企画提案にあたっては、関係法令、条例・規則、「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（案）」等を遵守するほか、次の要件を満たすものとする。

(1) 必須事項

応募者が必ず提案又は提出しなければならない項目は、次のとおりである。

①港湾の管理運営との共生

風力発電施設の設置及び運営に際しては、船舶航行、錨泊、貨物の荷役、物流といった港湾機能の妨げとならないようにするとともに、周辺地域における漁業活動や事業活動にも影響を与えないことが求められることから、応募者は、石狩湾新港の自然条件及び社会条件等を考慮の上、以下の項目について、港湾の管理運営との共生のための具体的な対応策を提案するものとする。また、風力発電施設による影響が明らかな場合には、応募者において行う対応策を提案するものとする。

- ・港湾の開発、利用又は保全への影響
- ・海岸保全区域への影響
- ・船舶航行安全への影響
- ・漁業活動や事業活動への影響

②安全性の確保

応募者は、風力発電施設の構造安全性及び管理運営に関する安全性を確保するために、建築確認申請に際して参考とする予定の基準・マニュアル類及び不測の事故等の緊急時対応等に関する具体的な対応策について、提案するものとする。

③確実な事業実施体制の確保

応募者は、確実な事業実施体制が確立されていることを明らかにするため、自らの企業概要、財務状況等に関する書類を提出するとともに、資金収支計画及び事業実施体制（連合体の場合における事業者間の役割分担、管理者との連絡体制及び風力発電事業リスクに関する対応策を含む。）について、提案するものとする。

④地域における社会受容性への配慮

応募者は、自らの費用と責任において風力発電施設を設置することを念頭に、地域の理解を求め方策並びに地域住民・立地企業及び港湾利用者のための港湾アメニティへの配慮といった地域における社会受容性への配慮について、具体的に提案するものとする。

⑤景観及び環境への配慮

応募者は、石狩湾新港及び周辺地域の状況を踏まえて、水質汚濁、騒音、振動等に関する管理基準及び重要な種及び注目すべき生息地・群落の分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況への対応、周辺環境との調和等、環境及び景観への配慮について、提案するものとする。

⑥系統連系に関する事項

応募者は、系統安定のための対応（例：資源エネルギー庁「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の遵守）について確認し、実施する方策とともに、系統連系または送電のための対策について、提案するものとする。

⑦事業終了時の対応

応募者は、占有許可期間終了後の施設の取扱いについて、風力発電施設を自らの負担と責任において速やかに撤去し、原状に回復することを基本とした撤去計画等を提案するものとする。なお、事業者は、占有期間終了1年前を目処に、占有許可終了後の対応について、管理者と協議するものとする。

## (2) 任意事項

応募者は、(1)のほか、自らの事業の安全性や石狩湾新港及びその周辺地域への貢献について、具体的な提案を行うことができる。想定される事項については、以下に参考として記すが、当該事項について、全て提案する必要はなく、提案する事項の実現性を鑑み提案を行うこと。

① (1) ②のほか、港湾に立地する風力発電施設及び周辺の水域利用に関する更なる安全性への配慮(提案事項)

応募者は、港湾に立地する風力発電施設の構造上の安全性及びその周辺水域における船舶航行等水域利用の安全性への配慮について、提案することができる。

②循環型社会の形成への貢献(提案事項)

応募者は、風力発電施設の設置・運営に伴って排出される廃棄物の抑制等、省資源・省エネルギー及び循環型社会の形成に貢献する提案を行うことができる。

③非常時の電力供給(提案事項)

応募者は、風力発電による非常時における港湾施設及び周辺への電力供給に関する提案を行うことができる。なお、非常時の電力供給に関する提案を行う場合、応募者は、蓄電に関する設備等に係る費用負担について、あわせて提案を行うことができる。

④低炭素化の促進(提案事項)

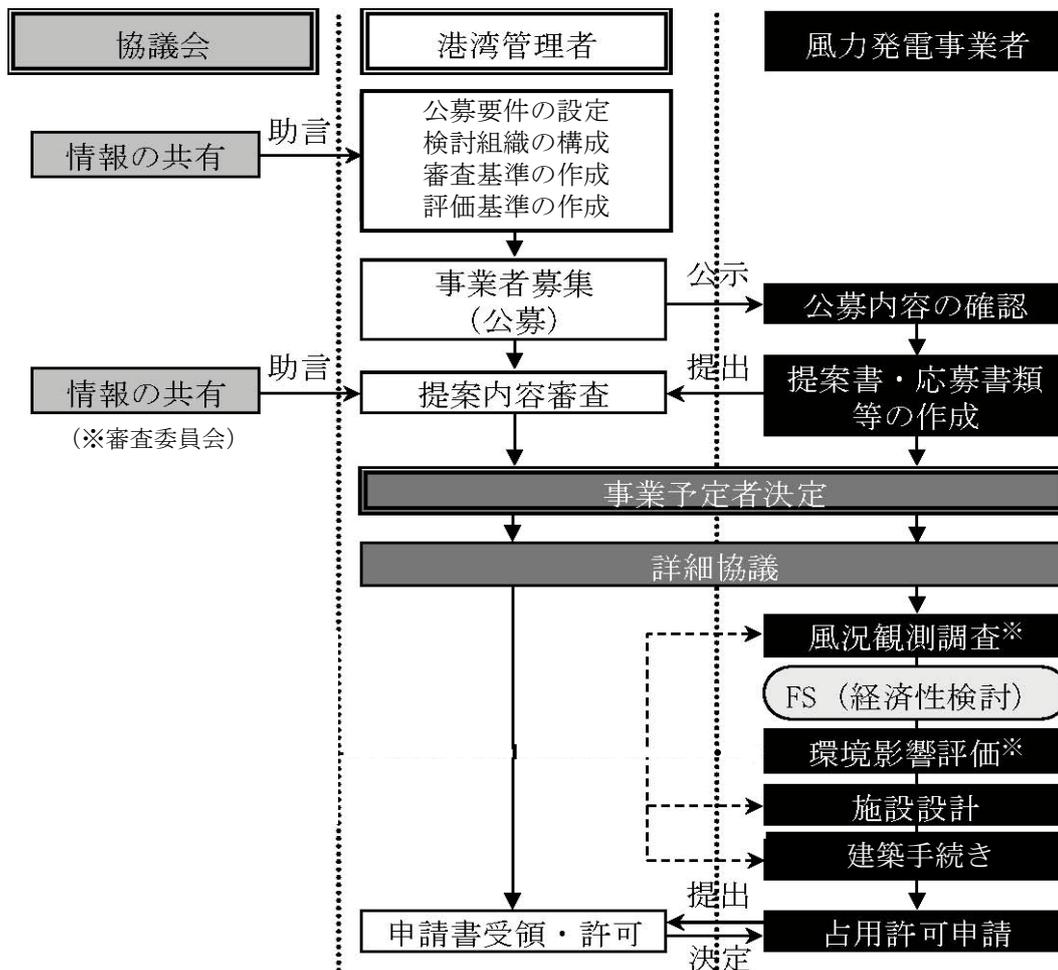
応募者は、風力発電施設によって発電された電力を港湾空間等において利活用することによる港湾の低炭素化促進方策について、提案することができる。

⑤地域経済及び地域活性化への貢献(提案事項)

応募者は、風力発電施設の設置及び運営を通じて、地域経済への寄与、港湾を活用した地域活性化等が実現するような地域貢献策の提案を行うことができる。具体的な提案内容は、応募者の創意工夫そのものであるが、例として以下のような提案が考えられる。

- ・風力発電施設を活用した地域交流拠点事業、観光事業等の提案  
(例：地域振興施設の設置、観光クルージングコースの設定等)
- ・港湾の環境保全・魅力向上に関する提案  
(例：売電収入の一定割合を港湾施設維持費用へ充当等)
- ・石狩湾新港地域に立地する企業に関する提案  
(例：事業実施時における立地企業の活用等)

#### 4. スケジュール



※風況観測調査及び環境影響評価については、調査期間中にその動向を踏まえつつ、並行して実施することも考えられる。

#### 公募手続きの流れ (予定)

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 公募要項公表  | 平成27年4月   |
| (2) 企画提案書受付 | 平成27年4～6月 |
| (3) 書面審査    | 平成27年7月   |
| (4) 審査委員会   | 平成27年7～9月 |
| (5) 選定結果発表  | 平成27年7～9月 |

## 5. 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を満たす法人又は連合体であって、法人の要件は、（１）及び（２）、連合体の要件は（３）とする。

### （１）次の①及び②の要件を満たすこと

- ①日本国内に本社、支店、営業所を有する等、緊急時に迅速な対応が可能であること。
- ②日本国内又は海外において、過去に風力発電施設の設置又は運営の実績を有する、あるいは現在具体的に他の風力発電施設の設置又は運営に着手していること。

### （２）次の①～⑤のいずれにも該当する者でないこと

- ①「石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格関係事務処理要綱」に基づき、競争入札参加を排除されている者（競争入札参加を排除されている場合は、受付期間中にその排除期間が経過している者を除く。）
- ②「石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」に基づき、指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合は、受付期間中にその停止期間が経過している者を除く。）
- ③次の申立てがなされている者
  - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
  - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- ④次に掲げる税に滞納がある者
  - a 道税及び小樽市税又は石狩市税（個人住民税及び地方消費税を除く。）
  - b 本店が所在する都府県の事業税（道民税の納税義務がある場合を除く。）
  - c 消費税及び地方消費税
- ⑤次に該当する者
  - a 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員であると認められる者
  - b 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

### （３）次の①及び②の要件を満たすこと

- ①構成員の全てが、（１）の①及び（２）の要件を満たすとともに、構成員のうち1者以上は（１）の②の要件を満たすこと。
- ②構成員が、法人又は他の連合体の構成員として、本公募に参加していないこと。

## 6. 企画提案書等の提出

### （１）受付期間及び提出方法

- ①受付期間 平成27年4月28日（火）～6月30日（火）
- ②提出方法 企画提案書は持参又は郵送（平成27年6月30日（火）17時必着）、質問書は電子メール（様式2）
- ③質問書への回答方法 質問書に対する回答は、管理者のホームページに掲載する
- ④提出先 石狩湾新港管理組合総務部管理グループ  
住所 石狩市新港南2丁目725番地1

### （２）提出書類

企画提案の提出書類は、次のとおりとする。

- ①石狩湾新港風力発電施設の設置運営事業企画提案応募申込書（様式1）
- ②石狩湾新港風力発電施設の設置運営事業企画提案書（様式3）  
企画提案の概要、法人（連合体）の概要、事業実施計画書、必須事項に関する提案書、任意事項に関する提案書
- ③企画提案の概要（様式4）  
法人（連合体）の概要、発電事業計画、必須事項の提案概要、任意事項の提案概要

④法人（連合体）の概要（様式5）

事業者名、会社の概要、風力発電施設の設置運営事業に関する総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力についてのアピール、国内外における風力発電施設の設置・運営への関与状況、道内における関連事業の実績等

⑤事業実施計画書（様式6）

事業実施場所、システム概要、収支計画、スケジュール

⑥必須事項に関する提案書（様式7）

- a 港湾の管理運営との共生に関わる提案
- b 安全性の確保に関わる提案
- c 確実な事業実施体制の確保に関わる提案
- d 地域における社会受容性への配慮に関わる提案
- e 景観及び環境への配慮に関わる提案
- f 系統連系に関する事項
- g 事業終了時の対応に関する事項

⑦任意事項に関する提案書（様式8）

- a 港湾に立地する風力発電施設及び周辺の水域利用の安全性への配慮
- b 循環型社会の形成への貢献
- c 非常時の電力供給
- d 低炭素化の促進
- e 地域経済及び地域活性化への貢献 など

(3) 提出部数等

提出書類については、3部提出するとともに、全ての提出書類を電子データとして格納した CD-ROM を1枚提出すること。

(4) その他

- ①企画提案書は、返却しない。提案書類に係る著作権は、応募者に帰属するが、管理者は最優秀提案者の提案内容について、最優秀提案者に確認の上、広報資料及び説明資料として使用できるものとする。
- ②応募者は、複数の提案を行うことはできない。

7. 審査基準等

(1) 審査基準

審査基準は、次のとおりとする。ただし、任意項目については、あくまで例示であり、応募者からの企画提案に応じて、実現性等の観点により重視して採点を行うものとする。

【必須項目の審査基準】

評価項目		評価する内容
港湾の管理運営との共生	港湾の管理運営との共生	港湾の開発、利用又は保全への影響、漁業活動や事業活動への影響、船舶の航行安全への影響及び海岸保全区域への影響がないか 上記に係る検証項目及び手法が妥当か
安全性の確保	風力発電施設の設置、運営、保守に関する確実な技術的能力	国内・海外において、どの程度の稼働実績があるか
		設置場所で想定される風速に応じた適切な風車規格のクラスが想定されているか
		建築確認申請に際し、構造安全性について適切な基準・マニュアル類を参照することとしているか
確実な事業実施体制の確保	非常時、施設破損等の事故時の適切な対応	対応マニュアルの作成、教育訓練の実施等、事故時において、速やかに適切な対応がとれる体制が構築されているか
	事業実施計画	風力発電事業の事業実施計画は実現性が高いか 実施スケジュールが具体的か
確実な事業実施体制の確保	収支計画	収支計画は確実かつ安定的か
	リスク管理	事業リスクに関する基本的な考え方と具体的な対応が示されているか（経営困難時、事故時などの具体的な対応を含む）

地域社会における社会受容性への配慮	地域への説明・配慮	施設設置計画について地元住民への説明会を実施する等、地域への適切な配慮が示されているか
景観及び環境への配慮	温室効果ガスの排出削減	風力発電施設の設置により期待されるCO2排出削減量
	港湾環境の保全	水質汚濁、騒音、振動に関する配慮がなされているか 重要な種及び注目すべき生息地・群落の分布、生息・生育の状況等を踏まえた生息・生育環境への影響がないか
	港湾アメニティの向上	港湾景観向上へ貢献する提案がなされているか
系統連系	系統連系協議状況	電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン遵守の確認
		地域電力会社との協議状況が示されているか
事業終了時の対応	事業終了時の対応	撤去計画等、事業終了後の施設の取り扱いに関する提案がなされているか

### 【任意項目の審査基準】

評価項目		評価する内容
港湾に立地する風力発電施設及び周辺の水域利用の安全性への配慮	水域利用のより高い安全性への配慮	周辺水域における船舶航行等水域利用の安全性について、より高い水準の検討がなされているか（第三者機関による調査、検討等）
	風力発電施設の設置、運営、保守に関する確実な技術的能力	落雷、地震、波浪、潮流その他港湾特有の作用への対応や構造安全性の検証について、第三者機関の評価を受ける等、より高い水準の技術的検討に関する提案がなされているか
循環型社会の形成への貢献	港湾環境の保全	循環型社会形成に関する積極的な提案がなされているか
非常時の電力供給	非常時の港湾施設等への電力供給	非常時における港湾施設等への電力供給について効果的な提案がなされているか
低炭素化の促進	港湾の低炭素化の促進	発電した電力を港湾施設に供給すること等により、港湾空間の低炭素化の効果的な促進に関する提案がなされているか
地域経済及び地域活性化への貢献	地域への説明・配慮	港湾の魅力向上及び地域活性化に関する積極的な提案がなされているか
		風力発電施設を活用した地域交流拠点事業、観光事業活性化等の提案がなされているか
		石狩湾新港地域の立地企業等、地元企業の活用提案がなされているか

#### (2) 審査方法

応募のあった企画提案については、石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会の審査委員会において、書面審査、ヒアリング（プレゼン含む）審査を行う。

なお、審査委員会は非公開とする。この審査結果に基づいて、最終的に管理者が最優秀提案者を事業予定者として選定する。

## 8. 選定結果の通知

管理者は、選定結果について、全ての応募者に書面により通知する。

## 9. 非選定理由に関する事項

(1) 管理者は、事業予定者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及びその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）により、管理者に対して非選定理由についての説明を求めることができる。なお、7日以内には「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）」第1条に規定する行政機関の休日は含まないものとする。

(3) 非選定理由の説明請求の方法、受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。

①請求方法：持参とする

②受付場所：6. (1)④に同じ

③受付時間：8時45分から17時30分まで

(4) 上記(2)の回答は、管理者が上記(2)の書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 10. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 「5 応募資格」の要件を満たさない場合

(3) 審査委員に対する不当な働きかけがあった場合

(4) その他選定の手続きにおいて、不正な行為があったと管理者が認めた場合

## 11. 留意事項

(1) 風力発電施設等の設置に関する調整

風力発電施設及びその関連施設（送電線、変電所など）の設置にあたっては、当該施設が港湾の管理運営に影響を与えないよう、事業者は風力発電施設の設置段階において改めて配慮し、調整するものとする。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 系統連系

系統連系についての電力会社への協議及び申込は、事業者が行うものとする。

## 12. 再公募

管理者は、事業予定者選定後に、占用許可に至らず発電事業が行われないことが明らかになった場合は、当該事業予定者に選定の解除を通知する。なお、他の者から管理者に対し、発電事業を実施したい旨の申出があった場合、改めて事業予定者の再公募を行うものとする。

## 13. その他

本公募要項・審査基準において、定めのない事項は、別途、管理者が定める。

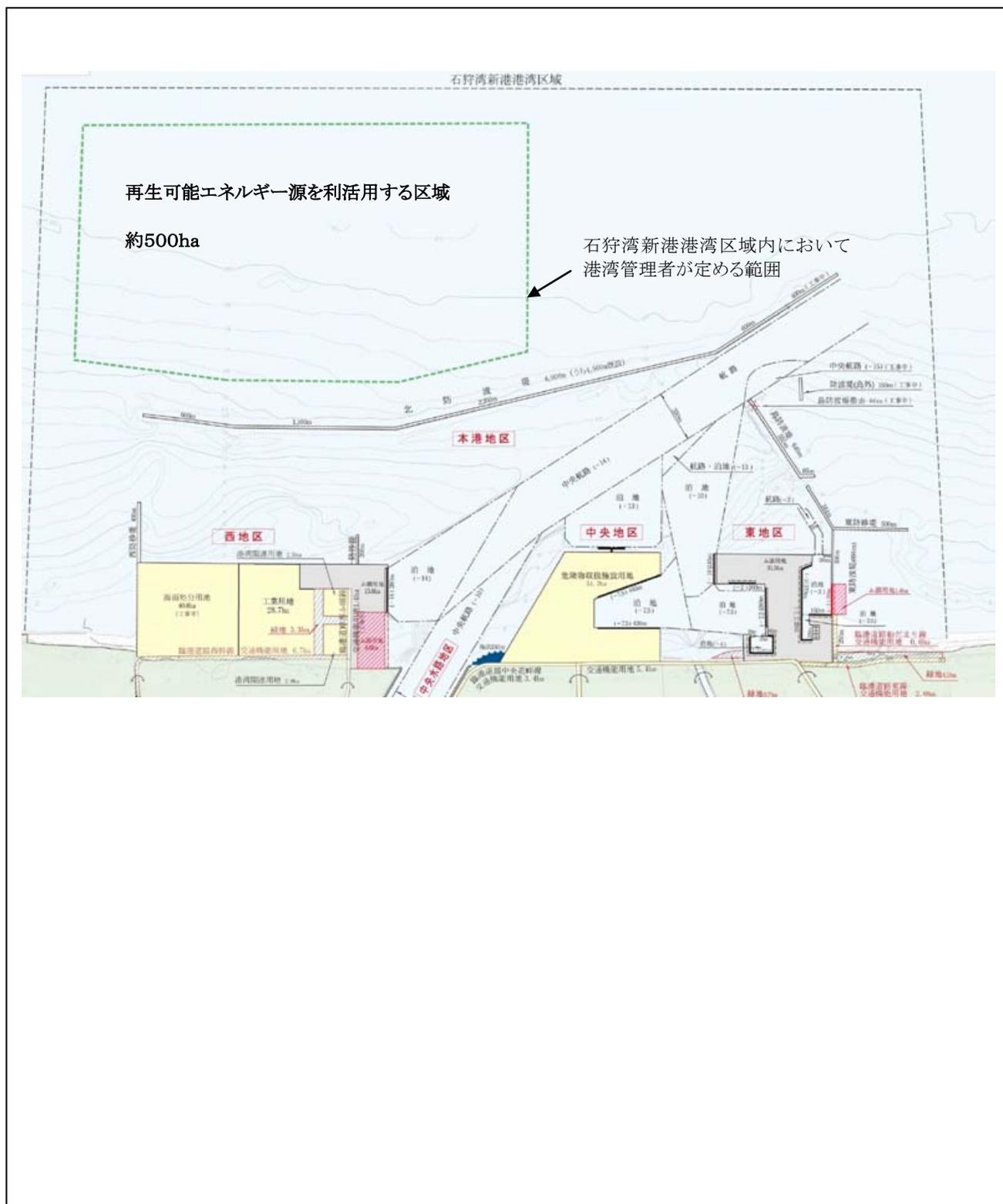
## 14. 担当部署

石狩湾新港管理組合総務部管理グループ

住所 石狩市新港南2丁目725番地1

E-mail [port@ishikari-bay-newport.jp](mailto:port@ishikari-bay-newport.jp)

電話 0133-64-6661 FAX 0133-64-6666



\* 漁業協同組合が管理者から操業同意を得ている区域については、漁業協同組合との協議が必要となることに留意する。